

パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施要領

制定 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4404 号

農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 の（1）のオのパスタ・菓子等の輸出強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 5 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1 の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 1 の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

日 EU・EPA 又は TPP 11 により初めて関税が下げられる等、国境措置に著しい変化が生じるパスタ・菓子製造業及び特定農産加工業種等（特定農産加工業種及び関連業種（特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第 65 号）第 2 条第 2 項に規定する特定農産加工業及び第 3 条第 2 項に規定する関連業種をいう。以下同じ。））について、国境措置の整合性の確保及び国産原料農産物の安定供給の確保の観点等を踏まえつつ、輸出促進に繋がる以下の取組を支援する。

なお、事業実施主体である製造業者及び本事業に参画する製造業者は、GFP サイトへ登録していることを要件とする。

輸出先国に求められる商品特性、輸出先国における規制等を考慮した新商品開発等、販路開

拓・拡大のための国内外の製造業者・流通業者・生産者等との関係構築・強化（バイヤー等招へい、国内企業の輸出先国への派遣、専門家派遣等）、商品 P R 等のための研修、商品 P R も含めた販売等の実証試験、国内外のバイヤー等を対象とした食材の食べ方も含めた商談会の開催、P R 活動等の拠点設置、マーケティング等のための調査への取組等。

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、P R スタッフの研修・活動費、海外渡航保険費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費、評価費、広報に係る経費（開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、実証に係る経費（試験販売経費、調査費、輸出先国のニーズに応じた商品の改良費、プロモーション費、研修費等）等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 30 年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとし、食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （2）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- （4）事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき書類であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- （4）3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

（1）委託先が決定している場合は委託先名

（2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業の成果について、別記様式3により、会計年度終了後6ヶ月以内に食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、食料産業局長の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 収益納付

事業実施主体は補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

国庫補助金額＝（補助対象経費－（（補助事業の実施により発生した収入－当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。））－補助事業に要した経費のうち補助対象外経費））×補助率

第10 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 11 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

第 12 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (月 ~ 月)

7 構成員

名 称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料

別記様式 2（第 6 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施計画の承認（変更、中止、
廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食
産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類
（注 2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事
業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業
内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成○○年
度パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施計画の実施結果の報告について」と
し、別添には実績を記載すること。

別添

第1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1の Pasta・菓子等の輸出強化支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画添付資料

1 事業実施主体の概要

団体概要		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。		
※2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX 番号
	メールアドレス	URL

2 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

3 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（事業可能性調査・実証等の達成すべき成果、輸出先国・地域名等についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

（具体的な成果目標等の記載例）

- ・輸出先国における輸出計画の策定。
- ・売上高経常利益率の伸び率を3%以上とする。
- ・輸出実行可能性のある3以上の提案
- ・使用額に見合った輸出可能性のある新商品の開発・改良
- ・使用額に見合った商談成立数

- ・使用額に見合った輸出額

4 事業の内容

輸出先国・地域とその選定理由、企業進出における現状と課題、要因分析、進出形態、課題解決に向けた方策、事業可能性調査・実証等の取組内容を具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

(記載例)

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

5 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体制についても記載すること。

6 年間スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例) 商品開発											↔	
例) 商談会開催												↔

実施期間を矢印で示すこと。

7 期待される効果・波及効果

実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。

8 事業成果・効果の検証方法

3「事業の成果目標」及び7「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

9 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:

任意)を添付すること。

- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者の見積もりを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 事業実施結果に係る報告の場合には、別紙「平成 年度パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施に係る収益報告」を添付すること。
- (5) 必要に応じて資料を添付すること。

別紙

平成 年度パスタ・菓子等の輸出強化支援事業の実施に係る収益報告

①補助対象経費

円

②補助事業の実施により発生した収入

円

③当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。）

円

④補助事業に要した経費のうち補助対象外経費

円

⑤補助率

⑥国庫補助金額【 $(① - ((② - ③) - ④) \times ⑤)$ 】

円

別記様式 3（第 7 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度パスタ・菓子等の輸出強化支援事業に係る事業成果の報告について

パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 食産第 4404 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

別 添

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料